

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	平 野 宗 克
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	青 木 一 郎
主 事（事務担当）	山 口 遼
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

議事録

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和8年7月17日（金） 午後3時55分から午後4時36分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 日程第 5 議案第 16号 事業計画変更承認申請 日程第 6 議案第 17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式） 日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法3条関係取消願 6. 農業委員会事務局職員 （ 5人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 青木 一郎 主事 山口 遼 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午後3時55分）
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和8年7月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長にお願いします。
会長	《会長あいさつ》 それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しております

	ので、只今より 7 月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 4 番 中野 正広 委員 議席番号 5 番 日榮 隆広 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table border="0"> <tr> <td>議案第 1 3 号</td><td>農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 8 件</td></tr> <tr> <td>議案第 1 4 号</td><td>農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 7 件</td></tr> <tr> <td>議案第 1 5 号</td><td>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願・・・・ 1 件</td></tr> <tr> <td>議案第 1 6 号</td><td>事業計画変更承認申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 件</td></tr> <tr> <td>議案第 1 7 号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・ 5 件</td></tr> <tr> <td>専 決 報 告</td><td>1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・・・ 1 4 件</td></tr> <tr> <td>報 告</td><td>1. 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・ 3 件</td></tr> <tr> <td></td><td>2. 農地法 3 条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件</td></tr> </table>	議案第 1 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 8 件	議案第 1 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 7 件	議案第 1 5 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願・・・・ 1 件	議案第 1 6 号	事業計画変更承認申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 件	議案第 1 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・ 5 件	専 決 報 告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・・・ 1 4 件	報 告	1. 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・ 3 件		2. 農地法 3 条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件
議案第 1 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 8 件																
議案第 1 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 7 件																
議案第 1 5 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願・・・・ 1 件																
議案第 1 6 号	事業計画変更承認申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 件																
議案第 1 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による 当委員会への意見聴取について（一括方式）・・・・・・・・ 5 件																
専 決 報 告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・・・ 1 4 件																
報 告	1. 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・ 3 件																
	2. 農地法 3 条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件																
会長	それでは、議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 8 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。																
事務局	《事務局説明》（1 番から 8 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、8 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。																
会長	只今、事務局より議案第 1 3 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。																
加賀委員	申請番号 6 番の受人について経営面積がありますが、新規就農なのでしょうか。																
事務局	同一世帯としては経営面積がありますが、受人個人としての名義の農地はないので、新規就農となります。																
浅井委員	申請番号 8 番について社会事業を行うためとありますが、具体的にどのようなこ																

事務局	とでしょうか。 申請者は社会福祉法人として経営している法人です。水耕栽培をしていたハウスを譲り受け、就労継続支援B型対象者が作業をして生産を行います。目的としてはリハビリや職業訓練のためです。水耕栽培でレタス、小松菜を営農する計画です。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。まず、議案番号1番の審議をおこないます。議案番号1番については総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》
事務局	《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、名古屋市内の本店事務所で設備工事業、建築工事業を営んでおります。既存資材置場は本店を事務所兼資材置場として利用していますが、建物は賃借しているトランクルームであり、資材置場としては面積が不足しています。現在の世界情勢の変動による資材確保が困難な状況や、資材価格の急上昇という状況に対応していくためには、ある程度の資材を確保しておく必要があると考えました。申請地は代表取締役の自宅の隣接地のため、資材の管理及び盗難防止の対策が容易であり、弥富インターから車で5分ほどの距離にあるため、交通の利便性が非常に良く、本店事務所まで車で約25分の距離です。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場を設置する計画です。 以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号1番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請 1番について賛

会長	成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 それでは、関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	続きまして、それでは、議案番号 2 番から 7 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、令和 4 年 11 月に妻と結婚して、海部郡蟹江町の賃貸住宅で生活をしています。アパートの間取りでは手狭なため、将来子供を出産し育てるには不安があり、両親に相談したところ、分家住宅を建ててはどうかと提案され、父の所有する土地に建築することにしました。周囲に親族が多く、生まれ育ち住み慣れた土地での居住を望んでおり、実家の近くであれば、両親・姉と助け合って暮らすことができ、申請地に建築することに決めました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。 (3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、3 年前に農地一時転用の更新許可をいただいて、営農型太陽光発電事業を行っております。前回の許可は事業の操業期間および施設の利用期間が 3 年間に設定されているため、再度権利を設定するために申請を行います。申請地で行う農業に影響が少ないよう最低限必要な支柱を設置します。今般の申請にて申請地を借り受け、営農型太陽光発電設備を設置する計画です。 (4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 152 枚のパネル(発電出力: 98.80kw)を設置し、総事業費は約 1,440 万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 (5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では 180 枚のパネル(発電出力: 99.00kw)を設置し、総事業費は約 1,120.7 万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

	(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では144枚のパネル(発電出力:84.96kw)を設置し、総事業費は約991.5万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 (7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は津島市周辺の障害者総合福祉事業をしています。その中で就労支援B型サービス事業として津島市内で10余年前から温室を借り水耕栽培を続けていますが、令和8年9月末で契約が切れるため、この度隣接する鷹場町孫田地内の温室を土地と共に買い受け、レタス、小松菜を生産し食品メーカーに販売します。この目的は障害者総合支援法に基づく一般就職を目指す、障害や難病がある人を対象として農作業に従事しており、就業者が拠点とする津島市上新田町の当会の「あいさんハウス」から本施設まで3.3kmに位置し、車で約7分の距離です。今後の運営は対象者をマイクロバスで毎日10名から15名送迎し、他に職業指導員、取引業者も出入りしますが、この施設は接道がないため、申請地を買い受け、不接道を解消し、駐車場として利用します。 今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。 以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第14号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
副会長	申請番号2番の転用面積が土地の面積の一部になっている理由を教えてください。またこのような土地の形になっている理由は排水の関係でしょうか。
事務局	分家住宅を建築する計画なので、転用面積は建築面積です。 また土地について、南の水路に排水ができるように分筆されました。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請2番から7番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします

事務局	《事務局説明》（１番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）以上、１件につきましては、生産緑地の解除に必要な主たる従事者の証明を行うものです。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第１５号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	証明願について、面積の一部になっている理由を教えてください。
事務局	生産緑地の指定されていたのが面積の一部となっております。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは議案第１５号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願１件について 賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定いたします。 続きまして、議案第１６号 事業計画変更承認申請 ６件についての説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（１番の当初譲渡人（貸人）・譲受人（借人）の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明）申請者は東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。令和４年５月３０日付で同工事の現場事務所と作業員駐車場並びに床版工事資材置場として申請地を借り受け、令和８年１１月５日まで一時的に利用する許可を得ております。しかし、工事に遅れが生じており、工事期間を令和９年１１月１日までとする変更契約が行われ、事業計画期間の変更承認が必要となりました。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。 （２番の当初譲渡人（貸人）・譲受人（借人）の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明）申請者は東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。令和４年１１月２１日付で同工事の床版工事資材置場として申請地を借り受け、令和８年１１月５日まで一時的に利用する許可を得ております。しかし、工事に遅れが生じており、工事期間を令和９年１１月１日までとする変更契約が行われ、事業計画期間の変更承認が必要となりました。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。 （３番の当初譲渡人（貸人）・譲受人（借人）の住所氏名・申請地の所在・地目・

会長	面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明) 申請者は東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。令和 4 年 1 2 月 2 8 日付で同工事の床版工事資材置場として申請地を借り受け、令和 8 年 1 1 月 5 日まで一時的に利用する許可を得ております。しかし、工事に遅れが生じており、工事期間を令和 9 年 1 1 月 1 日までとする変更契約が行われ、事業計画期間の変更承認が必要となりました。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。 (4 番の当初譲渡人 (貸人) ・譲受人 (借人) の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明) 申請者は東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。令和 5 年 9 月 2 6 日付で同工事の床版工事資材置場として申請地を借り受け、令和 8 年 1 1 月 5 日まで一時的に利用する許可を得ております。しかし、工事に遅れが生じており、工事期間を令和 9 年 1 1 月 1 日までとする変更契約が行われ、事業計画期間の変更承認が必要となりました。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。 (5 番の当初譲渡人 (貸人) ・譲受人 (借人) の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明) 申請者は東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。令和 5 年 9 月 1 1 日付で同工事の床版取替工事の施工ヤードとして申請地を借り受け、令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで一時的に利用する許可を得ております。しかし、工事に遅れが生じており、工事期間を令和 9 年 1 2 月 3 1 日までとする変更契約が行われ、事業計画期間の変更承認が必要となりました。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。 (6 番の当初譲渡人 (貸人) ・譲受人 (借人) の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明) 申請者は東名阪自動車道の蟹江 IC から弥富 IC 間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。令和 6 年 4 月 2 4 日付で同工事の床版取替工事の施工ヤードとして申請地を借り受け、令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで一時的に利用する許可を得ております。しかし、工事に遅れが生じており、工事期間を令和 9 年 1 2 月 1 9 日までとする変更契約が行われ、事業計画期間の変更承認が必要となりました。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。 以上、6 件につきましては、事業計画変更承認申請について、審査基準はすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。 只今、事務局より議案第 1 6 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
-----------	---

会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 16 号 事業計画変更承認申請 6 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について 5 件の説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》（1 番から 5 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）申請番号 1 番から 5 番、全体筆数は 11 筆、面積は 8,858 m² です。愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、5 名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、そ菜です。愛知県の認可・公告予定年月日は 8 月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和 8 年 9 月 1 日となっております。権利の内容は賃貸借権でございます。この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件をすべて満たしていると思われれます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 17 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式） 5 件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、専決報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 番から 14 番の申請者住所

	氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、14件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
事務局	続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。 《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、3件、4筆の合意解約を受付いたしました。 (報告 農地法第3条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1件の取消願を受理いたしました。
会長	只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 (発言なし)
会長	宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、7月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午後 4時 36分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和8年7月17日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号4番委員 中 野 正 広

議事録署名者
議席番号5番委員 日 榮 隆 広